

分科会	中(公民①)	郡市名	岡崎
提案者	岡崎市立矢作北中学校		岡本昌也

研究題目

社会に参画していこうとする子どもの育成をめざし、
仲間とかかわりながら問題の解決を図る社会科の授業
～3年生公民的分野「新しい人権① 自己決定権」の実践を通して～

1 はじめに

岡崎市の社会科部は、研究テーマ「社会に参画していこうとする子どもの育成をめざし、仲間とかかわりながら問題の解決を図る社会科の授業」を受け、授業実践を行ってきた。昨年度の研究を通して得られた成果と課題は以下のものである。

〈実践単元〉—1年生 地理的分野「アジア州」～「急速に進むミャンマーの幸せな発展とは」の実践を通して～

〈成果〉

- ・「ミャンマーはASEAN諸国に追いつくことができるのか」という単元をつらぬく課題を設定し、追究を進めていくことで、子どもの認識を深めることができた。
- ・話し合いから生徒同士の意見交流やメリットデメリットを話し合うことにより、様々な立場の人の考えに迫り、多面的・多角的に物事をみることができた。
- ・スカイプやファックスを利用して、ミャンマーに関わりのある企業に勤めてみえる方に自分たちの考えを評価してもらうことで、問題をより自分事に感じ、社会に参画する態度を養うことができた。

〈課題〉

- ・個人追究において、ミャンマーに関する資料がなかなか見つからず、事実認識が十分でなかったため、その後、ミャンマーの将来について考える場面において思考を深められなかった。社会に参画していこうとする子どもを育てるためには、まずはっきりとした事実認識が不可欠であることが明らかになった。

これを受けて、本年度は、調査に基づく事実認識をした上で、仲間とかかわりを通して問題を自分事としてとらえ、持続可能な社会の実現に向けて動き出そうとする子どもの育成に重点を置きたいと考えた。

2 研究主題のとらえ

社会に参画していこうとする子ども…

「持続可能な社会」を実現するために、自ら進んで社会問題に関心を持ち、問題点を考え多くの人と意見を共有し、協力したり問題を処理解決したりしながら行動していく子ども。

仲間とかかわりながら…

「仲間」とは、共に学び合う学級の子どもたちだけでなく、学びを通してかかわるすべての人のことを意味すると考える。「仲間とかかわる」とは、学習活動でかかわる様々な立場の人の考え方を知り、事象を多面的にとらえ、自分の考えを深められるようにすること。

問題の解決を図る…

身近な社会的事象から生まれた疑問を意見交換や話し合いを通して問題としてとらえ、追究活動を行い、整理していくことで、自分なりの解決策を見出すこと。

3 めざす子ども像

- ① 単元の学習課題を基に個人追究の計画立て、自分なりの方法で追究することができる子ども。
- ② 友達の考えに共感したり批判したりしながら、自分の考えをより深めることができる子ども。
- ③ 持続可能な社会の実現に向けて自分なりに参画できる方法を考えることができる子ども。

4 研究の仮説と手立て

<p>〔仮説Ⅰ〕 課題を自分のこととしてとらえるようになることで、より切実感を持ちながら課題解決への糸口を探すことになるであろう</p> <p>手立て① 問題を身近にする。</p> <p>手立て② 問題意識が持続するように単元を構成する。</p>
<p>〔仮説Ⅱ〕 追究活動の場において、様々な見方・考え方に触れることで多面的に事象をとらえることができるようになるであろう</p> <p>手立て③ 自分なりの考えをもてるようにするために、個人追究として調査・分析の場を設定する。</p> <p>手立て④ 聞き取り調査や街角アンケート等を効果的に行う。</p>
<p>〔仮説Ⅲ〕 同じ調査活動をした仲間同士で追究活動や話し合い活動を行うことで、自分の考えに根拠と自信をもって学級全体の話し合いに参加し、事象に対する認識を深めることができるであろう。</p> <p>手立て⑤ 個人追究発表会を行う。</p> <p>手立て⑥ 相互批正の場を工夫する。</p>

5 指導目標

- ① 人権をめぐる近年の動向について関心を高めるとともに、現代社会における人権の課題について、社会の形成者としての立場から問題意識をもち、自ら人権を守り、民主的な社会生活をつくりあげようとする。 (社会的事象への関心・意欲・態度)
- ② 現代的な人権上の課題についての話し合いにおいて、自分の考えをもち、その考えをわかりやすく表現する。 (社会的な思考・判断・表現)
- ③ 安楽死について自分なりの方法で調べ、調査内容を吟味して自分の主張を構成することができる。 (資料活用の技能)
- ④ 社会の変化にともなって人権の考え方が変化することに気づくとともに、自己決定権などの新しい人権が主張されるようになってきたことが理解できる。 (社会的事象についての知識・理解)

時数	学習課題	学習内容	手立て
1	新しい人権にはどんなものがあるだろう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会の変化による新たな人権課題 ・ 憲法にはない「新しい人権」 環境権、知る権利 プライバシーの権利等 ・ 自己決定権 ・ 「公共の福祉」とのバランス 	<p style="text-align: right;">手立て②</p> <p>手立て① 環境権や知る権利、プライバシーの権利等、日常生活に関係する問題を取り上げる。</p>
2	自分らしく生きるために特に大切にしたい権利を考えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死に方の権利 ・ 安楽死の例 (アメリカの女性) ・ 日本での安楽死の扱い方 (自殺ほう助の罪) ・ 安楽死についての意見交換 ・ 積極的安楽死と消極的安楽死 (尊厳死) の定義 	<p>手立て① アメリカで問題になっている安楽死を取り上げ、人権問題をより身近にするとともに、問題意識を喚起する。</p>

新しい人権についての問題意識を高め、単元の学習課題を設定する。

		<ul style="list-style-type: none"> 単元の学習課題の設定 	
【単元の学習課題】 最後まで自分らしく生きるために、生き方と同じように死にも選べるべき			
3・4	安楽死についていろいろな意見や実態を知ろう	<ul style="list-style-type: none"> 個人追究の計画 個人追究 聞き取り調査(家族・知り合い・医者・僧侶・老人ホームなど) 街角でインタビュー 外国での事例(インターネット活用) 	手立て② 手立て③④ 単元の学習課題に沿って個人追究を行い、自分なりの考えが構築できるようにする。
5	調べた内容を伝え合おう	<ul style="list-style-type: none"> 個人追究発表会 医師の話(教師の聞き取り調査) 次時の学習課題の設定 	手立て⑤ 個人追究発表会を行い、問題を多面的にとらえられるようにする。
6 + 随時	「安楽死を法的に認めるべき」という意見に賛成か反対か話し合おう	<ul style="list-style-type: none"> 相互批正 人生の最期の在り方 家族の考え 生きることの意味 人の命の価値 家族会議(提案) 	手立て⑥ 法的に認めるべきかどうかという課題で相互批正をすることで、安楽死という新しい人権に関する認識を深められるようにする。
7	家族会議の報告をし、今後の自己決定について考えよう	<ul style="list-style-type: none"> 家族会議の報告 インフォームドコンセント ドナーカード 	手立て④ 家族会議を行った結果を参考に、自分の考えを再考できるようにする。

単元の学習課題について、個人追究↓個人追究発表会↓相互
 批正という活動を行うことで認識を深められるようにする。

6 抽出生徒Aについて

社会科の学習に対しては、苦手意識をもっている。人権については、「難しいから興味が無い」と敬遠している。しかし、自分の周りのことや身近なことには、興味を示し反応もよくなる。考え方は、短絡的な傾向にある。

り、自分の思いを言葉で表現すること、話し合い活動では意見を言うことに自信をもっていない。

7 授業実践

(1) 新しい人権を知る (1時間目)

単元の初めに、社会の変容にともなって新たな人権が必要になってきたことに気付かせたいと考えた。

憲法ができたころと比べると大きく変容してきた社会の中で、必要な権利も変わってくるのではないのかという疑問を投げかけた。その後、環境権、知る権利、プライバシーの権利など、憲法をつくった時代にはなかった新しい人権が誕生したことを学習した。その中で、自分らしく生きる権利を追究する「自己決定権」について関心を示す生徒がいたので、掘り下げて考えていくことにした。

【資料1】 生徒A「生活の記録」

今ならではの権利があることを知った。これから先は、今ではないものも必要となってくるのではないかと感じた。人権も社会同様、変わっていくものだということがわかった。

下線部から、人権が社会の流れの中で形を変えていくものだということに気付いたことがわかる。

(2) 生き方同様、死にも選ぶことができるのか考える

第2時の冒頭に、アメリカで安楽死を生中継で伝えた女性の映像を紹介した。人生の最期を合法的に自

分で選択していたことに衝撃を受けたようで、口々に「安楽死って認められても良いのか」「日本でも同じようなことが起きるようになるのだろうか」とつぶやいていた。

そこで、「自分らしく生きることは、自分らしく死ぬことも含まれるのか」、「生き方の選択に範囲は存在するのか、含まれるか含まれないか」の二択で自分の考えを出し合った。

【資料2】 第2時 授業記録より

(含まれる)	(含まれない)
<ul style="list-style-type: none"> ・病気やケガで自分の力だけでは生きていられない状態となった時、果たして生きていると言えるか。 ・本人の意思に反して生かすやり方の方が、人権侵害にあたると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死ぬことを選ぶ生き方は、自殺となんら変わらないと思う。 ・人は生きているだけで尊いと思うから、自ら死を選ぶという行為はおろかだと思う。

資料2の子どもの意見から、ここまでの学習によって「よりよく生きるために人権が存在する」ということが浸透していることが分かった。

また、よりよく生きるために死を選ぶことについては、受け入れる子とそうでない子がいた。どちらもよりよく生きるための方法を考えた上の意見であるが、そこにモラル・ジレンマが発生し、表情からはどの子も納得のいく答えに結びつかない様子であった。

【資料3】 生徒A「死ぬことは含まれる」

死ぬことで幸せになれるなら、死なせてやればいいと思う。本人以外はだれも困らないと思うし、治療費もかからなくなから。

生徒Aは、「含まれる」の立場をとり、その理由として「死にたければ死ねばいいじゃないか」述べていた。まだこの段階では、安楽死を社会問題としては考えておらず、個人の勝手（自由）と考えていた。

授業の終末では、日本で同じことが起こった場合、それに加担した人は「自殺ほう助の罪」に問われることを確認した。すると、「なぜ日本では安楽死が認められず、罪になるのか」「なぜアメリカでは法的に認められているようになったのか」「これから日本でも安楽死が認められる方向にあるのか」などの疑問が出てきた。そこで、単元の学習課題「最後まで自分らしく生きるために、生き方と同じように死に方も選べるべきか。」を設定し、個人追究を通して学習を深めていくことにした。

(3) 安楽死について様々な人の意見を聞こう (3・4時間目)

個人追究に入る前に、安楽死には積極的安楽死と消極的安楽死（以下「尊厳死」）があり、ここで法的に認めるものは「尊厳死」の方であることを確認した。その上で、安楽死を法的に認めることについて、「強く賛成」「賛成」「反対」「強く反対」のいずれかの立場に立って個人追究を進めることにした。

個人追究の方法は、子どもたちの意見を尊重し、右にあげたような方法をとった。

<p>【追究方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族など親しい人に意見を聞く。 ・医療関係者に意見を聞く。 ・街角アンケートを行う。 ・海外の事例をインターネットで調べ

聞き取り調査をする子が多かったので、まず調査がスムーズにできるようにアンケート用紙を個々に作らせた。そして、そのアンケート用紙を使って、家族に医療関係者がいる子には、問題のない範囲で事例を集めさせ、それ以外の子には一般の人が思っていることを聞き取ってくることにした。というのも、法的に認めるか否かの判断に、感情による部分も少なからず影響してくると考えたからである。

街角アンケートについては、人通りの多い東岡崎駅付近と、学区の近くにある総合商業施設にて調査を進めることになった。それ以外にも、近所の病院、お寺等も調査に出かけていて、個人的に聞き取り調査を行った生徒もいた。

また、教師も総合病院へ赴き、医者と看護師の意見を求めてみた。

[アンケート調査場所]

- ・名鉄東岡崎駅周辺
- ・ショッピングセンター
- ・老人ホーム
- ・お寺

[アンケートしてもらった人]

- ・通行人
- ・買い物をしている人
- ・老人ホームの住居者
- ・お寺の住職

[アンケート内容]

- ・安楽死を認めることについて賛成ですか？反対ですか？理由も教えてください。

みんな意見が違って、それぞれ考えていることが違っているんだなあということがわかった。どれもなるほど思った。

【賛成】

- ・患者は苦しむだけ。それなのに家族の意向で生き永らえさせるのは家族のエゴだ。(看護師)
- ・不治の病にかかった辛さは本人しかわからない。本人が望むことをさせるべき。
- ・自分らしく生きるためには、一刻も早く病院を出て自分の家で死にたい。(末期がん患者)
- ・誰か、どんな状況で、というものが明確に判断できる状況であるなら可。この場合、誰かは本人になるわけだが、本人の意識がない場合、あった時の意向が明確ならば可、家族でも可になるだろう。どんな状況で、というのは治らない、治る見込みのない場合に限って可。(医師)
- ・緩和ケアの範囲が広がってきている。今までは、死を待つ患者に、というだけだったが、現在は治療とともに緩和ケアもという考えに変わってきている。緩和をする中で、自分らしく生きるための死は、認めてあげべきだと思う。(研修医)

【反対】

- ・親からもらった大切な命。どんな時でも生きるのを諦めてはいけなと思う。
- ・今は治る見込みのない病気でも、延命している中で治療法が見つかるかもしれない。その前に死んでしまっでは可能性が0になる。
- ・施設で介護している人に「安楽死したい」と言われたら悲しくなる。(介護士)
- ・自分の身内だったら、と考えるととても認めてほしくない。そんな法律あってほしくない。
- ・私たちは「他力」によって生かされている。自分の命だから自分で自由にしていいたいと思うのは間違っている。「安楽死」という考え自体がおかしい。(浄土真宗住職)

(どちらとも言えない)

- ・安楽死を認めることで楽になれる人もたくさんいるが、死の選択ができることで安易に死を選ぶ人も出てきてしまうかもしれない。判断が難しい。

(4) 調べたことを伝え合おう (5時間目)

個人追究の結果を、安楽死に賛成の立場の子は青、反対は赤、どちらとも言えないものは黄色の用紙にまとめ、掲示した。その後、掲示された追究のまとめを読み合う時間を設け、それぞれの調査結果を共有した。

追究のまとめに書かれていた内容の主なものは、次のようであった。(斜字は教師が聞き取りした内容)

教師が集めた医者・研修医の話は安楽死に肯定的なものばかりだった。生き死に最も近い環境にいる医療関係者が言うことに、子どもも肯定的にとらえる考えが増していった。個人追究発表会后、ある生徒は「たくさんの人の意見を聞くことができた。医療関係者のほとんどが賛成をしていた。逆に、介護士や家族にそういった方がいらっしゃる人は反対にしていた」と授業感想に書いていた。学級のほとんどの子も、この生徒と同じようなことに気づいていた。この活動を通して、立場や職業によって安楽死のとらえ方が違うことが明らかとなり、事象を多面的にとらえることができた。

授業後、生徒Aは次のような感想を書いてきた。

【資料5】 生徒Aの授業感想 (立場を「賛成」から「やや反対」に変えていた。)
 苦しい人には死なせてあげた方がいいと思ってたけど、自分の親しい人となると止めてあげたい気持ちが強くなった。自分の身なら賛成だが、親しい人となると反対。よくわからない。

この感想から、問題をかなり身近なこととしてとらえてきているのがわかる。そして、自分自身の場合と、自分以外の人とで答えが違ってくると思ったところも、自分事になっていきている証拠だと感じた。

この時点で、生徒Aのように、安楽死をどうとらえたらよいかわからなくなってしまった子どもが多かったので、「安楽死を法的に認めるかどうか」について学級で話し合うことにした。

(5)「安楽死」を法的に認めるべきかどうか 学級で話し合おう (6時間目)

第6時の話し合いでは、まず「安楽死は自殺か」が問題となった。



＜意見を発表する生徒＞

【安楽死は自殺か】

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺とか死に頼るとかは違う。死に直面した病気にかかり、苦しんでいるという条件があるから。 ・憲法でも自分の人生を自分で選ぶ自由は認められているし、たとえば安楽死を選んだとしても公共の福祉に反しない。 ・自分が死んでも迷惑かけないし、他人の人権を侵害しない。 ・憲法で認められていることなんだから当然の権利としてあるべきだと思う。 ・安楽死を認めてあげたら、苦しさから逃れる「安楽死」も、病気と最後まで闘う「闘病」と両方選べる。認めなかったら無理やり「闘病」させることになり、自己決定権に反する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で死を選ぶことは自殺と同じ。自殺はダメで安楽死がいいという違いがわからない。 ・もし認められたら、若い人でもどんどん死を選ぶのではないか。 ・産んでもらった命、自己決定権の適用はないと思う。 ・死を選ぶ権利はあるのか？ ・安楽死を助長する風潮が生まれてしまったら公共の福祉に反する。死を美とする考えは昔からあるわけだし。

ここでは、賛成派が「自分の人生は自分で選ぶ権利がある」「自己決定権にあたる」ということから、憲法にも認められている権利だと主張していた。それに対して反対派は、「自殺との違いが明確ではない」や「死ぬというのは本当に権利か」と反論し、話し合いは平行線をたどった。

その後、病気で苦しんでいる人に対してはどう考えたらよいか問題となっていった。

【当人たちの気持ちはどこまで配慮すべきか】

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・本人はもう耐えられない。家族も苦しむ姿を見たくない。そんな時は安楽死が最良の選択だと思う。 ・自分が生きていたいと思って、家族に大きな負担となってしまうのなら迷惑かけたくなくて安楽死を選んでしまうかも。そうなる気は変わる。 ・死を待つのが苦痛な人もいる。そんな人に家族の気持ちを考える、は無理なんじゃないか。 ・家族とは言っても、最終的には自分で決めなくてはいけないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・せっかく生まれてきたのだから最後まで生きていたいという気持ちを貫いてほしい。 ・僕は死ぬまで生き抜きます。 ・そこは本人の気持ちが最優先ではないのか。家族の負担になるから死にたい、わかりました認めます、はおかしい。 ・本人の意思を優先して安楽死を行ったとしたら、家族はどんな気持ちになるだろうか。負担が減って喜ぶだろうか。

不治の病になったとき、本人が苦しみから解放されるために安楽死という選択も必要だという意見に対して、少しでも生きるという選択が大切ではないかという意見が出てきた。子どもたちの中に、家族の気

持ちとしては生き抜いてほしいが、本人の気持ちを考えると難しい判断になるという雰囲気になった。

その後は、病人と対峙している医者からの意見が交わされた。

【医者の責任はあるのか】

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・苦しみは本人にしかわからないんだから、その苦しみから救うのも立派な医療だと思う。 ・一番尊重されるのは患者の意思。 ・もちろん家族や医者も、十分な相談をして、そのうえで本人が決めるのだから責任は問われない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医者への責任は問われないのか。どう判断したとしても、最終的に薬を投与するのは医者。 ・自分が医者で生命維持装置を外してって言われたら、自分が最後に手を下したように感じてしまう。

ここでは賛成派から、安楽死をさせるのも、病人が苦しんでいることを考えると医者の医療行為の一つとして考えてもよいのではないかという意見が出た。それに対して反対派が、医療行為という名のもとで死を迎えるようにすることで、医者としての責任も発生すると反論した。

その後、個人追突でお寺に聞き取り調査に行った子が、「命は他者から与えられているもので、自分で死を決めることはできない」と発言した。そこから、命は誰のものか、生きる権利と死ぬ権利は個人のものかどうか論点になっていった。

【命はだれのものか】

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> ・今の二人の考えは宗教の考え方で、それを法律に当てはめることは危険。 ・キリスト教だって似たような考え方がある。大切なのは命の価値観は国や地域によって違うということ。 ・アメリカ、オランダ、スイス、ベルギーは安楽死が認められている。 ・安楽死を法的に認めることは、安楽死しろというわけではない。選んでも選ばなくてもいいということ。 ・病気の種類とか余命とか。明確な条件をつけければ納得じゃないかな。 ・やっぱり本人の判断で決めてしまってもいい。あとは家族の承諾。闘病するのも選択できる。問題ない。 ・選択肢が増えるのは、自己決定権にとってもいいことじゃないの？ ・もし法的に認めたあとでも、その条件をまた法律で細かく決めれば問題ないと思う。 ・戦争中は、命はお国のものだった。比較することではないと思う。今は、自分のもの。だから自分でよく考えて判断できる時代だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浄土真宗のお坊さんは、命は他者から与えられているもの。生きる死ぬを自分で決めるという発想自体おかしい、と言っていました。私もそう思う。 ・どうしてもしたかったら安楽死を認めている国に引越せばいい。 ・日本は安楽死をしていい＝命を軽く考えているというふうになると思う。 ・その範囲を決めるのが難しい。同じ病気でも苦しみ方は人によって違うし、生死にかかわる定義なんて誰がどう決める？ ・死ぬ選択をして死んだら、その死は変えようがない。苦しんだ先に生きたいと思うことがあるかもしれないのに。 ・だんだん命が軽くなっていく気がする。昔、特攻隊とかで命を軽く扱っていた。大きな間違いだった。

調べたことをもとにたくさんの意見が出た。そして、かなり身近な自分事としてとらえてきているのがわかる。特に注目すべきは家族の気持ちを考える部分だと考える。賛成派から、家族のことを思えば安楽死が選択できるのも大切という、看病を続ける家族の経済的な理由も踏まえての意見が出された。それに対して反対派は残された家族の心情面に着目し、家族を理由に安楽死を選ぶことは家族を思うことにはな

らないし、その行為自体が自己決定ではないという意見を述べてきた。どちらも家族のことを考えての意見であるのだが、安楽死の是非は真っ二つに割れ、最終的な結論には至らなかった。ただ、自己決定権が自分勝手に決めるひとりよがりな権利ではないことを、このような話し合いを通じて認識することができた。

【資料6】 生徒A（反対）の発言
 はじめは死にたいと思う人は死ねるようにすればいい、という意見だったが、やっぱり反対の立場で、「安楽死を認めることで生きることへの執着が薄くなってしまう」と思う。

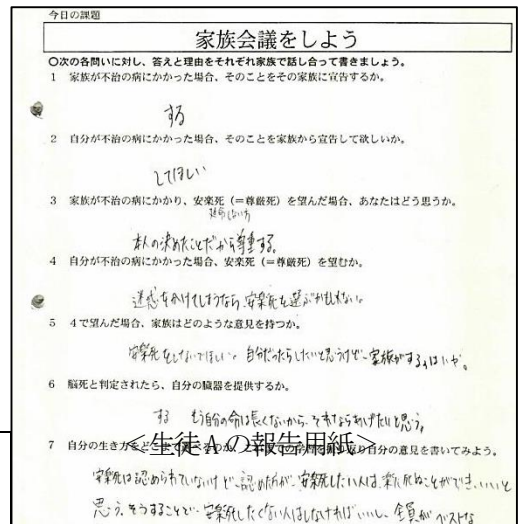
生徒Aの中で、自己決定権というものが次第に身近なものになってきたことがうかがえる。最初はまさに他人事であったのだが、最終的には自分ならこうするという意思が発言に表れている。仲間の意見や地域の人の考えを聞いて、自分の見方や考えを再構築することができた。

(6) 家族会議の報告をしよう（7時間目）

調べ学習や話し合いを経て、子どもたちは命に関わる権利について追究を深めてきた。そこで最後に、家族会議を行い、保護者の意見も聞いた上で、再度自分の考えを見直すことにした。

また、死後の自分への自己決定を行う方法として、ドナーカードが存在していることを学習した。

【資料7】 生徒Aの感想
 家族は安楽死してほしくないという意見だった。でも、いざ自分が、という場合を考えると、安楽死という選択があるほうがベストの選択を選べるのかという思いにもなった。これからもの考えていかなければならないと思う。



生徒Aの中でかなり身近な問題になってきたことがわかった。また、

家族の意見を交えながらの自分の考えを練り直す活動を通して、課題解決に向けて主体的に動こうとしている様子うかがえた。個人追究や話し合いを通じて確かな変容が見られた。

8 研究の成果と課題

- 自分の生活と関係する新しい人権を取り上げたり、アメリカの安楽死の様子を YouTube で放映した女性を紹介したりしたことで、問題が子どもにとって身近になり、追究意欲が喚起できた。（手立て①）
- 単元を貫く学習課題として「最後まで自分らしく生きるために、生き方と同じように死に方を選べるべきか」を設定したことで、子どもの中に葛藤が起き、追究意欲を高めることができた。（手立て②）
- 個人追究の計画・調査・まとめを行うことにより、学習に主体的に取り組めるようになった。（手立て③）
- 聞き取り調査や街頭アンケートなどの方法で個人追究をしたことで、事実を具体的につかむことができ、しだいに問題を自分事としてとらえることができるようになった。（手立て④）
- 疑問→予想→調査→話し合い→まとめと段階を迫うことで一つずつ課題解決へ近づくように学習形態を工夫することで、追究を深めることができた。（手立て⑤）
- 単元を書く学習課題に対しての立場を明確にして話し合いを行った。その際、自分の立場を決定するために根拠となる資料などを積極的に収集しようとする姿が見られた。また、自分と違う立ち合の意見に耳を傾け、自分の考えを再考したり、認識を深めたりすることができた。（手立て⑥）
- アンケートの調査範囲が狭く、一部の調査結果により話し合いが行われてしまった。調査への取り組みをもう少し時間をかけて考え、より多面的な意見を引き出せるような調査方法を考える必要があった。

9 おわりに

人々の生き方の多様化にともない、個人が自分の生き方や生活の仕方について自由に選べる時代となってきた。しかしその中で、「世界一の長寿国」である日本には、なるべく長生きをすることが美德であるというような風潮が根強く残っている。何でも自由に選べる時代であっても、こと命の選択に関しては人智を超えた神の役割であるかのような信仰である。そんな国日本において、この安楽死の問題は背徳的な要素を常に含んだ議論になっていくのかもしれない。

しかし、今回、基本的人権を学んだばかりの中学校3年生が、この問題について真剣に話し合ったことは、これから深刻な少子高齢化を迎える日本にとって課題解決への第一歩となるのではないだろうか。自己決定権とは、自分の幸せな生き方を探り、その生き方に誇りと責任をもつことだと考える。自分の生き方について日頃から考えを持ち、それを伝えていくことの大切さを学んだことは、本実践の大きな成果だと考えている。